

大槌町告示第 76 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 2 項の規定の基づき、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 30 年 4 月 1 日

大槌町長 平野 公 三



1. 都市計画の名称  
大槌都市計画 用途地域
2. 都市計画を変更する土地の区域  
上閉伊郡大槌町大町の各一部の区域
3. 都市計画から除外する土地の区域  
上閉伊郡大槌町大槌第 24 地割、大槌第 25 地割の各一部の区域。  
上閉伊郡大槌町安渡一丁目の各一部の区域。
4. 縦覧場所  
大槌町役場 2 階 復興局 復興推進課